

最近、徴用工問題に関する韓国大法院の判決をきっかけとして、日韓関係が急速に悪化しています。日韓請求権協定で解決済みとする政府は、今年7月に対抗措置として輸出規制を強化し、これに韓国が猛反発、ついには安全保障問題にも波及するという深刻な事態になり、日本製品の不買運動まで起こっています。

私は、こうした状況を大変心配しています。このまま対立を続けても、両国にとって何もいいことはありません。現実には、経済関係や観光、文化交流など様々な弊害が出始めています。お隣同士という関係は永久に変わらないので、良好な関係を築くことが双方の利益になることは言うまでもありません。歴史的経緯も踏まえ、どんなに難しくても合意点を見つける努力を粘り強く行うこと、それが外交だと思います。

先日、新しい内閣が発足しました。各派閥の意向が優先され、総理の側近も多く入閣するなど、期待感の持てる顔ぶれとは言えないようです。山口県も基地問題、原発、最近ではイージス・アショアなど多くの課題を抱えている中、安倍総理の地元として、国の意向を優先するのではなく県民の側に立って、それぞれの担当大臣にきちんとモノを言って欲しいと思います。

そうした観点から、一般質問をいたします。

1. 日韓関係について

最近の日韓関係の悪化に伴う山口県への影響が心配されます。

先日の政府観光局の発表によると、今年8月の韓国からの訪日観光客数は30万8700人で、昨年に比べて-48%と激減したそうです。外国から山口県を訪問する観光客数と、そのうちの韓国からの観光客数について、今年春以降の月別の動向、できれば8月分も含めて教えて下さい。関連して、宇部空港と韓国との航空便の運航はどうなっていますか。

韓国からの観光客数の減少により、県内の宿泊施設や商店などの経営にも少なからぬ影響が生じているのではないかと思います。現状を教えてください。

次に、自治体間の交流についてお聞きいたします。山口県は韓国の慶尚南道（キョンサンナムド）と姉妹提携をしていると思いますが、いつからどのような交流が行われていますか。職員の相互派遣などの人事交流は行われているのでしょうか。知事は現地を訪問されたことはありますか。最近の日韓関係の悪化の影響をどのように受けているのかお答えください。また、テレビでキョンサン南道便りという番組が放映されていましたが、県の支援で制作されていたのですか、現在はどのようになっているのか併せて教えてください。

姉妹提携の協定書があると思いますが、それは韓国語と日本語の両方で書かれているのでしょうか。その冒頭の目的にはどのように書かれていますか。協定締結の際には県議会の承認を受けたのでしょうか。

また、県内の市町は、韓国のどのような都市と姉妹提携を行っていますか、その状況も教えてください。

さらに、民間レベルでも様々な交流が行われていると思います。下関の「朝鮮通信使の行列」は、伝統を守るという趣旨でこの時期にあえて実施されました。岩国でも、子どもたちのサッカー交流が行われていました。そうした民間交流の実態と最近の状況について、わかる範囲で教えてください。

「やまぐち維新プラン」にも、インバウンド観光の重要性が明記され、様々な施策も実施されていると思います。最近の日韓関係の悪化による観光や地域経済全体への影響をど

のように考え、今後どのような対策を講じていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

2. 上関原発問題について

7月26日、上関原発に係る公有水面埋立工事の竣功期間の延長許可が行われました。免許書の別紙「指定書」に記載されている当初の竣功期間は3年間でしたが、延長が繰り返され、13年を超えることになり、異常な状態が継続しています。

そして今回も、知事は、埋立工事の差し止めを求める趣旨の要請を同時に行っています。埋立を認めておいて、一方でそれにストップをかけることは免許権者としてはできないので、原発計画が存在する県の知事として要請を行ったとの説明でしたが、「二人の知事」を使い分ける詭弁としか言いようがありませんし、そこには、様々な矛盾が生じています。

まず、素朴な疑問として、どうしてそこまで無理をして、埋立をしないよう要請しなければならないのか、その理由をお聞かせ下さい。

その要請書には、大変興味深いことがいろいろ書かれています。まず驚いたことは、「原発本体の着工時期が見通せない状況にある」との知事の現状認識が示されていることです。その理由として「上関原発の原子炉設置許可申請に係る国の審査会合が、フクシマの事故以降開催されていないこと」、「会社の電力供給計画において、上関原発の着工時期が未定とされていること」などがあげられています。これは知事として、原発がいつできるかわからないと考えているということではないのです。

要請は「別の立場の知事」により行なわれているわけですが、もう一人の「免許権者としての知事」は、上関原発の着工時期の見通しについてどのように認識されているのでしょうか。違う立場の知事が二人いるということなので、ここはぜひ、知事ご自身に両方の立場から、お答えいただきたいと思えます。

埋立期間延長の「正当な事由」の一つとして、「今後埋立を続行するのに十分な理由があること（土地需要があること）」があげられています。今回の申請においても、前回と同様「重要電源開発地点の指定」が引き続き有効であることがその唯一の根拠とされていますが、それは一つの条件に過ぎません。延長許可に基づき埋立が終われば、引き続き原発の建設が始まるという程度に土地利用計画が具体化していることが「土地需要がある」ということの法律的な意味だと思います。原発本体の着工時期が見通せない状況では、土地利用計画が不透明と言わざるを得ず、延長許可の条件である「土地需要がある」という要件には該当しないのではないのでしょうか。

さらに知事の要請に対し、会社は、8月1日付けで「要請の趣旨を重く受け止め、埋立工事の施行については、慎重に対応する」と回答しています。つまり埋立ての免許を受けながら、1週間も経たないうちに事実上埋立てをしないことを表明しているのです。これでは、竣功期間の延長は無意味になってしまいます。また、埋立の意思を持たないのに延長許可の申請をするとすれば、それは虚偽の申請であり、不許可にすべきであることは言うまでもありません。少なくとも、延長許可を直ちに取消すべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。

平成28年の前回の延長許可の際も、今回とまったく同じと言っていい知事の要請とそれに対する会社側の回答が行なわれています。つまり、この間「当面埋立をしない」という会社の意思は継続しているということです。

会社側は、工事を竣功できなかった理由として「海上ボーリング調査の実施」をあげていますが、仮にそれがあったとしても、それ以前の問題として知事の要請を受けた会社側

のこの意思が、埋立工事がまったく進まなかった最大の理由だと考えられます。つまり、自らの意思で埋立を実行しないわけですから、指定期間内に竣工できなかった「正当な事由」になり得ないことは明らかであり、延長許可の要件に該当しないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3. 米軍岩国基地問題について

最近の騒音状況等についてお伺いいたします。

9月15日、日曜日にもかかわらず早朝から艦載機の轟音が響き渡り、その後18日まで昼夜を問わず激しい爆音に悩まされる日々が続きました。この間、九州沖の空母を使って、空母着艦資格取得訓練（CQ）が行なわれたとのこと。CQは空母の出港前に実施されるようですが、その実態は明らかにされていません。通常は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施した後にCQが行なわれると承知していましたが、今回はCQだけが実施されています。その実施基準を教えてください。

また、最近、米海兵隊の島しょ部の制圧訓練が行なわれていますが、そのせいかオスプレイの岩国基地への無通告での飛来が続いています。オスプレイは騒音だけでなく事故などの危険が付きまとうもので、不安を感じる市民も多くいます。少なくとも、その飛来につき事前連絡するよう国及び米軍に求めるべきではないでしょうか。

次に、愛宕山の米軍住宅の入居状況についてお聞きいたします。

最近、欽明路道路側の入口ゲートが終日閉鎖されており奇異に感じていましたが、「岩国市愛宕米軍住宅は250棟のうち200棟が空き家である」旨のコメントが、愛知県の方のFacebookに掲載されていました。また、「米軍住宅は欠陥があり住めない状況だ」との岩国市内の業者の話もあるようです。愛宕山の米軍住宅の現在の入居状況を教えてください。

米兵による事件・事故について質問いたします。

今年の6月7日、岩国市内のコンビニエンスストアにおいて、岩国基地所属の海兵隊員が車を盗み、飲酒運転をしたあとに別の車に衝突し物損事故を起こす事件が発生し、9月10日に送検されました。

この間の経緯について、少しお聞きいたします。

先の6月議会での答弁で、本件については、犯人を逮捕せず任意捜査をしているとのことでしたが、日本人の場合の取り扱いと比べて違和感を持ちました。今回のような場合、日米地位協定上、身柄拘束はできないと言う理解でいいのですか、また送検の罪名は何ですか併せて教えてください。

関連して、米兵の運転免許証は国際免許証になっているのですか。それとも何か別の取り扱いがあるのでしょうか。彼らが交通違反を起こした場合には、日本人と同じように減点や免許停止などの措置をとることはできるのですか。今回の飲酒運転などに対しては、行政罰は科されたのでしょうか、教えてください。

日米地位協定の改定

今年7月、米軍基地が所在する15の都道府県知事で構成される渉外知事会から「基地対策に関する要望書」が国に提出されました。

「要望書」のうち、重点的に要望する事項が3つの大きな柱に分けられ、その内の一つとして「日米地位協定の改定」があげられています。

新たに盛り込まれたものも含めて、その内容についてご説明下さい。

また、「安全保障は国の専管事項」と言われる中で、地方自治体として、どうしてここまで踏み込んだ要望を行うことになったのか、その経緯と理由を教えてください。

4. 教育問題について

最近、家庭内の幼児虐待や暑い車内への幼児放置、さらに学校でのいじめによる自殺、そして教員の暴力・盗撮などの不祥事等々、子どもたちへの問題が特に深刻さを増し、保護者の悩みも大きくなっていると思います。

私は、新学期に入った4月ごろから保護者の方から多くの相談を受けてきました。例えば岩国市内の小中学校の授業で、心理テストと言って線路を進むトロッコが2本の線路のどちらかを選び1人を犠牲にするか？5人を犠牲にするか？という二者択一というとても難しい問題を児童・生徒に示し、答えさせたということがあり、子供さんが帰宅後に泣きじゃくり「怖い授業をする学校には行きたくない」と保護者に訴えた。その授業内容を聞いて父親は大変驚いたとのことでした。小中学校とも児童生徒にアンケートをとったり、謝罪文を保護者宛に発行したりしましたが、その後は何のケアもなかったそうです。いまだにそのお子さんは、電車の線路を見ると怖がっているとのこと。ある心理学の専門家にお聞きしたところ、このいわゆる「トロッコ問題」を義務教育の場で示し選択を迫るのはあまりに重すぎると言っておられました。

これはスクールカウンセラーによる「心理教育プログラム」だったそうですが、まずスクールカウンセラーの選任について県教委の権限はどのようになっていますか。また授業の内容について、任命権者としてどのように指導しておられるのか教えてください。未来を切り拓いていく子どもたちの心を育成するという山口県の方針としてこのような授業を行ったことをどのように受け止め、今後このようなことが起こらないような対策と、子どもたちへの心のケアをどうしていかれるのかお聞きいたします。

また、県内のある小学校でいじめに遭っている男の子が、背中にあざをつくって帰宅したのに驚いた母親が、学校に相談したら教室から出なければいじめている男子児童に会わなくてもすむからと担任から言われたり、双方の親同士が話し合えるように機会を設けると言われ、いじめられている児童の保護者はとても会う気持ちにはなれないと教諭に伝え、それでは仕方がないと言われたとか。母親が感じたのは、先生方が忙しくて問題に対処する時間がない、担任の教諭と校長・教頭とのコミュニケーションが取れていない、また問題が起こった時に、学校全体で説明しましたとか話し合いをさせましたなどの形式的なアリバイ作りに奔走し、実質的な対応ができていないというものです。そこで当該児童は、本人と保護者の希望で他校に転校するという結論になりました。保護者の方は、何年も悩み続け転校といういわば最悪の選択をされたのです。

そこでお伺いいたします、山口県内のいじめの認知件数の推移をお示しくください。またいじめの内容についてどのように把握しておられるのかも伺いいたします。さらに、先に述べたような転校に至るケースは何件くらいあるのか教えてください。

9 月県議会（再質問）

1. 日韓関係について

日韓の対立が激しくなるに連れ、様々な交流やイベントが中止という方向に流れてしまいがちですが、山口県は、地理的、歴史的にも、朝鮮半島との関係が深いと思います。こういう時だからこそ、自治体や民間の交流はしっかりやっていくべきだと思います。それが、地域経済の発展や人材育成にもつながると思いますが、県としてどのように対応していかれるのか、もう一度お考えをお聞かせ下さい。知事がインバウンド観光客誘致に鋭意努力をされている答弁をいただきましたが、私がお聞きしたかったのは、韓国との関係です。観光からの観光客が減少した原因を、韓国経済の低迷、関釜フェリーの故障と言われましたがそれ以上に、貿易問題や徴用工問題が影響していることは明らかです。

2. 上関原発について

県は、「法律に基づき許可せざるを得ない」とくり返し言われますが、どうも、法律に基づく「許可」という行為を軽く考えているようにしか感じられません。

公有水面埋立法の趣旨や手続きを解説している「港湾行政の概要」という冊子の写しをいただき読んでみました。その中で、「埋立の期間」について、「埋立地の利用開始時期と連続する形で埋立の期間を設定する必要があり、時期的にみて不要不急の埋立であってはならない」という趣旨の説明がされていました。

① そこで、埋立の竣功期間の指定の意味について、お聞きします。

今回の延長許可において、新しい竣功期間が設定されましたが、これにより、会社側には指定期間内に埋立を完了させる義務が生じるわけですから、県としては、当然に、この期間内に埋立が実際に完了すべきだと考えているということでのいいのですね。

② 一方で、原発の着工時期はいつになるかわからないし、会社の電力供給計画でも着工時期が未定とされており、予定通り埋立が完了したとしても、その埋立地の利用は当分始まらないという状況にあります。

従って、埋立地の利用の目処が立たない中で、3年6月（げつ）の期間を指定して延長許可をすることは、まさに「不要不急の埋立」になり、法律の趣旨に反するのではないのでしょうか。

3. 岩国基地問題について

基地被害の軽減、防止のためには、・米軍の活動に対する航空法や環境法令などの国内法の適用、・飛行訓練などに関する情報提供と事前協議制の導入、・さらには、米軍関係者の事件・事故等に対する日本側の司法警察権の明確化、などの措置をとることが必要不可欠であり、ドイツやイタリアなどでは、こうした改定がすでに行なわれていると聞いています。

そうした意味で、渉外知事会の一貫した取り組みは、大いに評価できると思います。

しかし、要望は第一歩に過ぎません。これまで、運用の改善でお茶を濁してきた国の姿勢を変えることは容易ではないかもしれません。

この9月定例会には、山口県東部と広島県の2つの住民団体から、「日米地位協定の改定を求める意見書を政府に提出するよう求める」請願が提出されており、またすでに全

国の自治体議会から、同趣旨の意見書が提出される例も増えています。知事もこうしてが
んばっておられるので、是非議会としてもしっかり応援していくべきだと思います。

さきほどの警察本部長の答弁にもありました通り、事件・事故においても基地の訓練内
容を見ても地位協定の改定は、喫緊の課題です。米軍基地の被害に苦しんでいる県民のた
め、知事として今後どのように取り組まれるのか知事ご自身のお考えをお聞かせくださ
い。

4、教育 再質問

* まずトロッコ問題についてお伺いいたします。

これは、スクールカウンセラーが行った授業ですが、そもそもスクールカウンセラ
ーの本来の役目は何ですか、教えてください。

授業内容については、県はかかわっていないという趣旨の答弁だったかと思いき
ますが、このような問題が起こった場合にも県教委には報告もなく、指導はされなかつた
ということでしょうか。さらに、これに関する校長から保護者に宛てた文書には、心
の教育・他者への思いやり・心を育成するためなどと書かれていますが、その最後
には、認識不足を詫びるということが記されています。県教委は、こうした問題にたい
して現場任せにするのではなく、もっと積極的に関与し指導をすべきだと思います
が、いかが取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

認識不足で済ませられる問題ではありません。

* いじめについて

転校を決意した児童は家族も含めて何年も悩み続けて来られました。親しかった級
友たちと別れるという決断は本当に究極の最悪の選択だと思います。集団で一人に
暴力的な行為をすること自体いじめ以外の何物でもないと思いますし、児童が「ど
うせ先生に言っても何もしてくれない」「先生は他の仕事をしながらふ～んとか
返事をしてくれない」と訴えた子供の姿を見て、両親は本当に情けないと感じたそ
うです。

幼児虐待やいじめ・自殺の報道を聞くたびに、プライバシーの問題だからと逃げ
るのではなく、もっと踏み込んだ行政の手助けができていれば悲劇は防げたと思
います。学校でのいじめの問題で、児童・生徒や保護者と形式的ではなく、もう少し
教育委員会や学校側で積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがお考えでし
ょうか

(再々質問)

1. 上関原発について

① 埋め立てても、原発は何時できるか誰もわからない、そうした中で、知事は埋立をし
て欲しくない、会社も埋立をするつもりがない。ここまで条件が揃えば、将来はともかく
として、今この時点で、埋立の権限を会社に与える必要はまったくないし、竣工期間の延

長許可をすることは法律的に不可能だと思いますが、最後にもう一度県のお考えをお聞かせ下さい。

- ② また、県のいう「許可せざるを得ない」という表現が気になります。さきほどは部長は「強化するしかない」と答弁されました。そこには、本当は許可したくないという消極的なニュアンスが出ていますが、先程の「港湾行政の概要」によると、「埋立免許は知事の裁量行為とされており、法律の要件に該当したとしても、他に合理的な理由がある場合には、不許可にすることができる」とされており、県として実際には埋立をすべきではないと判断しているのであれば、不許可にすればいいのではないのでしょうか。*また、同じく「港湾行政の概要」には、基準をすべて満足する埋立であっても、他に合理的な理由がある場合には、不免許処分とすることができる、と書いてあります。これが適用されるべきと思いますが、認識が間違っているのでしょうか。教えてください。